

⚠️ ご注意ください!

今年**12月2日**から

現行の保険証は発行されなくなります

※令和6年12月1日の時点でお手元にある保険証は、有効期限まで使用可能です。
(転職等で加入している保険者が変わった場合は、使用できなくなります。)

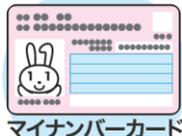
とっても
カンタン!

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます!

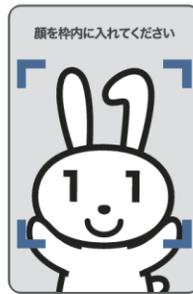


2 本人確認

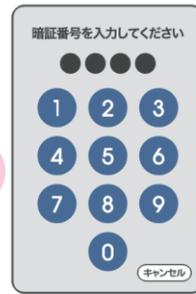
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

暗証番号



or



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使います。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使います。

同意しない・40歳未満

同意する

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

**マイナンバーカードを
保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP1「カードの申請」、STEP2「保険証の登録」

どちらも**役場町民生活課**でできます。TEL:73-1203

※ただし、保険証の登録はカードができてからの申請になります。



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険税で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証の有効期限が切れる前に、「資格確認書」を交付いたします。
(マイナ保険証をお持ちで紛失等された場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。)